

協議会規程第1号

大阪府豊能地区教職員人事協議会会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営について、その基本的な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 会議は、非公開とする。

(会議の開閉等)

第3条 会議の開会、閉会及び休憩は、議長が宣告する。

2 委員等は、議長の許可を得たうえで、発言するものとする。

(会議の順序)

第4条 会議は原則として次の順序で行う。ただし、議長が必要と認めたとき又は動議があったときは、この順序を変更することができる。

(1) 開会

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 前回会議録の承認

(4) 事務処理に関する報告

(5) 議案審議

(6) その他

(7) 閉会

(動議)

第5条 委員は動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、議長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(会議の表決)

第6条 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

2 議題に対して異議を唱える委員がないときは、議長は、表決の手続を踏まないうで、議決したものと認めて、その旨を宣告することができる。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議録)

第 8 条 議長は、事務局の職員に会議録を作成させなければならない。

2 会議録には、会長及び会長が指名した 2 人の委員が署名しなければならない。

(会議の結果の公開)

第 9 条 会議の結果は、その要旨を公開する。ただし、採用選考に関する情報
その他公開することにより事業の適正な執行に著しく支障が生じるおそれがある
情報及び個人情報については、公開しない。

2 前項の要旨は、会議録が確定した日以後に公開するものとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、そ
の都度、会議で定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。